



平成28年度北海道大学大学院法学研究科 公開講座の開催について（お知らせ）

開催概要

この度、北海道大学大学院法学研究科において、平成28年度公開講座「テクノロジーと法／政治」を開催することとなりました。

本講座に関心のある一般市民の方々の参加を広く募集しています。

タイトル：平成28年度北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター

公開講座「テクノロジーと法／政治」

開催期間：平成28年7月21日（木）～8月18日（木）（全4回）

毎週木曜日（8月11日を除く） 18時30分～20時30分

場 所：北海道大学人文・社会科学総合教育研究棟W203室（札幌市北区北9条西7丁目）

受講資格：満18歳以上

定 員：50名

受講料：3,000円

申込方法：別紙資料または以下ホームページをご参照の上、郵送・FAX・E-mailのいずれかでお申し込みください。

北海道大学大学院法学研究科 公開講座

<http://www.juris.hokudai.ac.jp/gs/alliance/extamural/>

申込期間：平成28年6月24日（金）～7月8日（金）

主 催：北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター

後 援：札幌市教育委員会

備 考：道民カレッジ連携講座（「教養コース」8単位）

お問い合わせ先

北海道大学法学研究科・法学部事務部庶務担当 はせがわ 長谷川

TEL：011-706-3124・3119 FAX：011-706-4948 E-mail：shomu@juris.hokudai.ac.jp

平成28年度公開講座 (道民カレッジ連携講座「教養コース」)

法とテクノロジー 政治

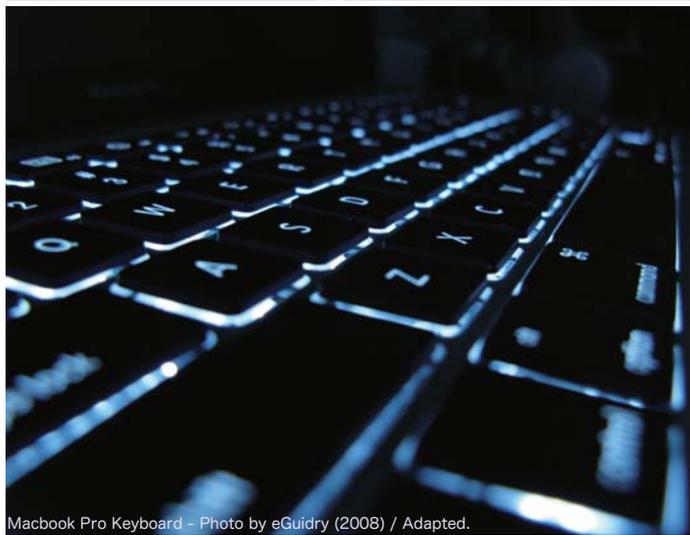
会期 平成28年7月21日(木)～8月18日(木) 毎週木曜(8/11除く)
時間 18時30分～20時30分
後援 札幌市教育委員会
主催 北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター



GPM Core Observatory - Photo by NASA Britt Griswold (2013) / Adapted.



大坂発電所 (1975)
©国土画像情報 (カラー空中写真) (<http://www.land.mlit.go.jp/WebGIS/>) 国土交通省 / Adapted.



Macbook Pro Keyboard - Photo by eGudry (2008) / Adapted.



old book Photo by Olli Henze (2014) / CC BY 2.0



Photo by HolgersFotografie / Adapted.

第1回
7月21日

「科学技術と政治」



政治と科学技術は一見、何の関係もないように見えるが、様々な形で結びついています。政治が科学技術を育て、科学技術がエネルギーや安全保障、交通や農業など多くの政策分野に変化を与えています。この講義では科学技術と政治の関係を理解するための考え方やキーワードを解説し、科学技術政策がどのように決定されていくのかを考えていきます。政治の中で技術者たちは、その専門性を活かして政策に影響を与えようとしています。専門知識のない政治家や官僚は予算や規制によって政策を調整しようとしています。技術者と政治家・官僚のバランスがうまくとれなくなると「原子力ムラ」のような利益共同体が出来てしまい、国民の目が届かなくなってしまう。そうならないように、国民ひとりひとりが科学技術政策を見る目を養い、きちんと分析することが重要です。本講義では科学技術と政治を見る時の手掛かりを議論したいと思います。

講師：北海道大学大学院法学研究科・公共政策大学院 教授 鈴木一人

1970年長野県生まれ、英国サセックス大学博士課程修了。筑波大学専任講師、助教授を経て現職。2013 - 15年は国連イラン制裁専門家パネル勤務。著書に『宇宙開発と国際政治』（岩波書店、2011年。サントリー学芸賞受賞）など。

第2回
7月28日

「原発再稼働と法」



2011年3月11日に起きた福島第一原発事故は、多くの被害者を出し、現在もお終息していない。また、この事故の直接の原因は東日本大震災であるが、原因はそれだけでなく、その解明作業は終わっていない。一方、事故直後には日本のすべての原発が運転を停止したにもかかわらず、2012年には福井県・大飯原発が、2015年には鹿児島県・川内原発が再稼働している。この講義では、この事故でどのような被害が生じたか、法制度がどのように変わったかを確認した上で、原発という大規模施設の安全性を法はどこまで確保できるのかといった問題について考えてみたい。

講師：北海道大学大学院法学研究科・公共政策大学院 教授 山下竜一

1961年生まれ。1990年京都大学大学院法学研究科博士後期課程研究指導認定退学。2002年より北海道大学大学院法学研究科教授、現在、公共政策学連携研究部教授。専攻は行政法・環境法。「国民の安全確保の法制度」ジュリスト増刊行政法の争点（2014年）

第3回
8月4日

「生殖補助医療と親子関係」



人工授精や体外受精・胚移植のような生殖補助医療の技術は、今や広く社会に受け入れられています。2012年には、体外受精により出生した子どもの数は約3万8000人、同年に出生した子どもの約27人に1人の割合に上りました。このような生殖補助医療の進歩は、家族のあり方にも影響を及ぼしています。本講義では、まず、父と母を定める基本的なルールをお話しし、次いでこれを生殖補助医療により生まれた子に適用した場合の親子関係について確認します。最後に、死亡した夫の精子を用いた人工授精によって妻が出産した事案（死後生殖）、外国で代理母が依頼人夫婦の配偶子から作成した胚の移植を受けて出産した事案（代理懐胎）、性同一性障害により性別変更をした夫とその妻が、第三者から精子の提供を受けて、妻が出産した事案など、父子又は母子関係が裁判で問題となった具体例について検討し、民法の親族法からみた生殖補助医療の限界を探ります。

講師：北海道大学大学院法学研究科 准教授 榎橋明香

1974年埼玉県生まれ。東京大学大学院法学政治学研究科博士課程修了。裁判官を経て2012年より現職。民法専攻。近著に「人体の処分の法的枠組み（一）～（八・完）」（法学協会雑誌131巻4～6、8～12号）。

「科学技術と刑法」

第4回
8月18日

1980年代中盤、パーソナル・コンピュータの普及によってコンピューター犯罪という新しい概念が作り出され、さらに時代を下り、1990年代中盤以降、インターネットの普及によってサイバー犯罪という概念が作り出された。ほかにも、環境刑法、医事刑法、さらに広い意味でのバイオ刑法が提唱されている。これらはすべて科学技術が進歩したことにより、従来は想定していなかった未知の領域に関する刑事規制の在り方が問われてきたのである。このような科学技術の発展のひとつに人工器官の発達が挙げられる。ペースメーカー、人工心臓、筋電義手、人工内耳、人工眼（眼球・網膜・視神経などの代替）、人工骨が挙げられる。人間の身体の一部が機械化され、日常生活を不自由なく過ごすことができるようになったことが決して珍しくない現在、新たな視点で刑法と解釈学を見直すことを提唱するものである。



講師：北海道大学大学院法学研究科 教授 小名木明宏

1962年、東京生まれ。慶應義塾大学法学部卒、ドイツ連邦共和国ケルン大学法学博士取得。熊本大学法学部助教授を経て、現職に至る。ゲッティンゲン大学客員教授（ドイツ）、ウィーン大学客員教授（オーストリア）、ヘルシンキ大学客員教授（フィンランド）を歴任。専門は刑法、刑事政策。

テクノロジー と 法／政治

ITを用いた通信や報道は社会のインフラとして定着しました。効率的で安全なエネルギーを求めて原発と再生可能エネルギーのいずれを選択するのか論争は終わっていません。宇宙開発や資源開発はグローバルな統制が必要になっています。凍結配偶子を用いた体外受精、代理懐胎や多様な人工器官の開発など技術は人間の身体的限界を乗り越えようとしています。ディープ・ラーニングを覚えた人工知能は今や車の自動運転を可能にし、囲碁の王者を安々と打ち負かしました。

様々な領域にわたり、私たちの想像力を超えた形で目覚ましい進化を遂げている科学技術は、私たちの生活のありようを変化させているだけでなく、生や社会の意味に変容を迫ってさえいます。このような変化に対して、社会統制や政策決定と深く関わる実践としての法や政治はいかに向き合ってきたのか、また向きあおうとしているのか。科学知の進化と法学、政治学の間にはいかなる相補関係と緊張関係が存在するのか。最先端のアクチュアルな課題を素材として考えてみたいと思います。

北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター長
尾崎 一郎

1. 開講日程

日 程		講 義 題 目	講 師
第1回	7月21日(木)	「科学技術と政治」	北海道大学大学院法学研究科・ 公共政策大学院 教授 鈴木 一人
第2回	7月28日(木)	「原発再稼働と法」	北海道大学大学院法学研究科・ 公共政策大学院 教授 山下 竜一
第3回	8月4日(木)	「生殖補助医療と親子関係」	北海道大学大学院法学研究科 准教授 櫛 橋 明香
第4回	8月18日(木)	「科学技術と刑法」	北海道大学大学院法学研究科 教授 小名木 明宏

2. 実施会場

北海道大学人文・社会科学総合教育研究棟W203室(札幌市北区北9条西7丁目)

3. 受講資格

満18歳以上の方であればどなたでも受講できます。

4. 定 員

50名

5. 申込要領

- (ア) 申込期間 6月24日(金)～7月8日(金)午前9時から午後5時[土曜日・日曜日及び祝日を除く]
- (イ) 申 込 先 北海道大学法学研究科・法学部庶務担当
〒060-0809 札幌市北区北9条西7丁目
電話：011-706-3124・3119 F A X：011-706-4948
E-mail：shomu@juris.hokudai.ac.jp
- (ウ) 申込方法 ●直接または郵送・F A Xによる申込
受講申込書に必要事項を記入のうえ、ご提出ください。
●E-mailでの申込
件名を「公開講座申込み」とし、①氏名(ふりがな)②住所③電話番号④年齢⑤性別
⑥道民カレッジ手帳番号(受講生の場合のみ)をご記入ください。
※受講申込で得られた個人情報は、個人情報保護法に則り、本公開講座の運営及び関連
統計業務以外の目的には一切使用いたしません。

6. 受講料

- (ア) 金 額 3,000円
- (イ) 納付方法 受講申込後に所定の振込用紙を郵送しますので、銀行または郵便局によりお支払願います。お支払は必ず「窓口」で行い、E票(郵便振替払込受付証明書・北海道大学受付証明書)を受領してください。E票は受講者証と引換えますので、公開講座初日にお持ちください。なお、納入した受講料はお返しできません。

7. 修了証書

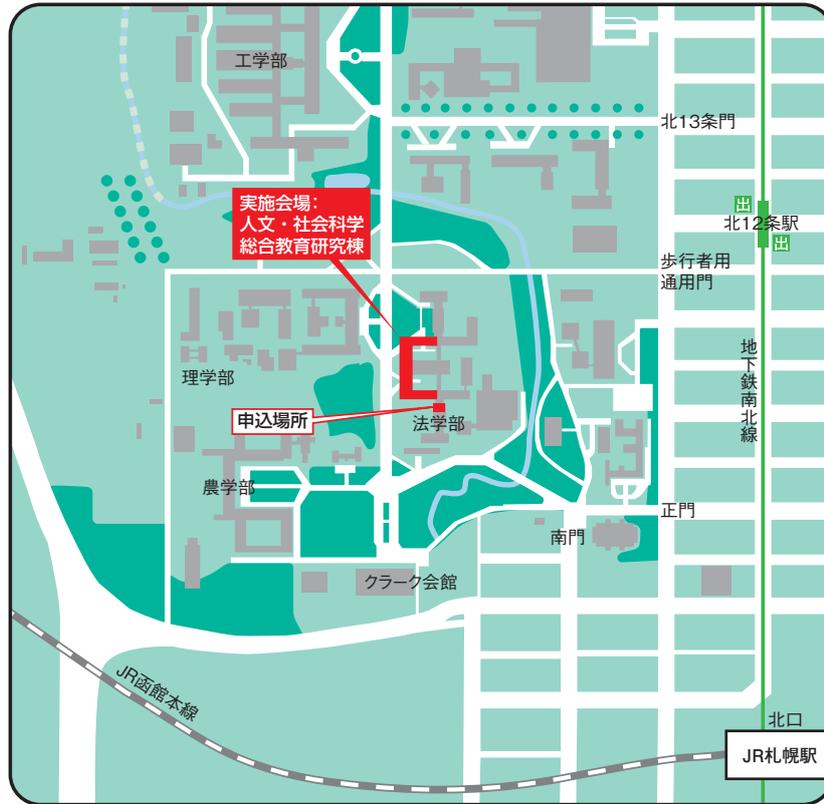
3回以上受講した方には、修了証書を授与します。

8. その他

- (ア) この講座に関するお問い合わせ・お申込先
北海道大学法学研究科・法学部庶務担当
電話：011-706-3124・3119 E-mail：shomu@juris.hokudai.ac.jp
- (イ) 道民カレッジに入学されている方で、本講座を受講し、修了証書の交付を受けた方は、道民カレッジの単位を取得することができます。(本講座：教養コース8単位)

〈申込場所・実施会場案内図〉

※ 車での来学はお控えください。



〒060-0809 北海道札幌市北区北9条西7丁目
 北海道大学法学研究科・法学部庶務担当
 電話 011-706-3119
 011-706-3124
 FAX 011-706-4948

※(きりとり線)

平成28年度北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター公開講座

受講申込書

ふりがな			年齢	満 歳
氏名			性別	男・女
現住所	(〒 -)		Tel () -	
道民カレッジ連携講座 単位認定	有・無		手帳番号 (有の場合のみ)	
備考	〈以下は記入しないでください〉			
			受付 月 日	番号

テクノロジー と 法／政治

北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター

《問合せ先》 北海道大学法学研究科・法学部庶務担当

〒060-0809 北海道札幌市北区北9条西7丁目

電話 011-706-3124・3119

FAX 011-706-4948

E-mail shomu@juris.hokudai.ac.jp

【表紙写真出典】

◆ GPM Core Observatory — Photo by NASA Britt Griswold (2013) (<https://flic.kr/p/hxEG1Y>) ◆ 大飯発電所 (1975) — ©国土画像情報 (カラー空中写真) (<http://w3land.mlit.go.jp/WebGIS/>) 国土交通省 ◆ Macbook Pro Keyboard — Photo by eGuidry (2008) (<https://flic.kr/p/77rfcL>) ◆ (No Title) — Photo by HolgersFotografie (<https://pixabay.com/photo-505277/>) ◆ old book — Photo by Olli Henze (2014) (<https://flic.kr/p/pyf1FC>)